

第1回藤沢市運賃協議会

□日時：2025年(令和7年)2月7日(金)9時30分開会

□場所：藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

□出席者

委員4名(順不同・敬称略)

奥津 純憲	森下 文章	山本 武	武内 直美
-------	-------	------	-------

□次第

1 開会

2 議事

報告1 藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について
第1号議事 藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部
変更について

3 その他

4 閉会

□配布資料

- ・第1回藤沢市運賃協議会 次第
- ・報告1資料 「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」
- ・第1号議事資料 「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」(案)
- ・第1号議事説明資料「藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部変更について」

□傍聴者：0名

第 1 回 藤沢市運賃協議会

議 事 録

日 時 2025 年（令和 7 年）2 月 7 日（金）
9 時 30 分
場 所 藤沢市役所本庁舎 5 階 5－3 会議室

藤沢市計画建築部都市計画課

● 9時30分 開会（都市計画課）

● 挨拶（都市計画課長）

● 資料確認（都市計画課）

● 委員の委嘱（都市計画課長）

● 成立宣言（都市計画課）

・ 委員4名中4名の委員が出席しており、会議成立

● 傍聴希望者の確認（会長）

・ 傍聴希望者0名

報告1

○武内会長 それでは、次第にあります、報告1「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告1「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」 ご説明いたします。資料につきましては、お手元の「報告1資料」をご覧ください。資料の1ページ、2ページをご覧ください。本件につきましては、令和7年1月1日付で、「藤沢市運賃協議会設置要綱」を制定したことをご報告させていただきます。内容につきましては、後ほどご説明させていただきますので、要綱制定の経過など、先にご説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。1.目的につきまして、道路運送法第9条第4項に規定する路線バス等の運賃及び料金について、協議を行うため、藤沢市運賃協議会設置要綱を制定するものになります。

2.道路運送法第9条第4項の協議会（運賃協議会）につきまして、表1の左側に示すとおり、従来、道路運送法施行規則第9条の3に規定していた地域公共交通会議で、協議運賃についても協議していましたが、2023年10月1日に道路運送法が改正され、協議運賃について協議する会議体が新たに設置されました。

資料の4ページをご覧ください。3.運賃協議会の設置につきまして、表2のとおり、法令上、運賃協議会の主宰は定められていませんが、「藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験」など、藤沢市地域公共交通会議の協議案件のうち、乗合バスの運賃等公共料金に関する内容は、市が交通施策を検討する上で、重要な要素の一つであるため、市が主宰となり、この度、藤沢市運賃協議会を設置したものです。以上が、「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」の説明になります。

続いて、要綱の内容につきまして、ご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。第1条目的では、道路運送法第9条第4項に規定する地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある、路線又は営業区域に係る運賃及び料金について、協議を行うために設置する協議会に関し、必要な事項を定めるものとします。

第2条設置では、協議のために必要があると認めるときは、路線等ごとに藤沢市運賃協議会を設置するものとしておりますが、内容によっては、同一委員により、複数の路線等の協議も行うことができるとしています。

第3条協議事項では、協議会は（1）地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための路線等に係る運賃等、（2）その他協議会が必要と認める事項について、協議するものとしています。

第4条構成では、協議会は、委員5人以内で構成します。

第5条委員では、(1)～(4)に記載の委員として、協議事項の内容に応じて(2)(4)の委員は、都度変更するものとしています。

第6条任期では、委員の任期は、2年を超えない期間とし、再任を妨げない。とします。資料の2ページをご覧ください。

第7条会長等では、都市計画課長が協議会の会長を務めます。としています。

第8条会議では、協議会の開催や、協議会の議事は、出席委員の過半数で決すること、書面開催できることなどを定めています。

第9条から第11条までは、庶務に関する事など、記載のとおりで、この要綱は、令和7年1月1日から施行しています。

以上が、報告1「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」の説明になります。

○武内会長 ありがとうございます。それでは、報告が終わりましたので、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○森下委員 神奈中タクシーさんは、乗合の免許を持っていますか。

○奥津委員 第5条の(2)のところで、「当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者」とあり、当社はタクシーの一般乗用・路線バスの一般乗合の両方持っています。しかし、他のタクシー会社が道路運送法21条でやる場合、一般乗用になるため、メンバーから外れてしまう懸念があります。

○森下委員 「等」を入れてもらえば良いかと思います。法的に必ずしなくてはならないものが一般乗合の路線バスの協議運賃ですが、21条の運賃についても、出来れば協議をしてもらいたいというのが、国交省の見解ではあり、今回は21条の運賃についての協議となります。

その点でいくと、今回の証明書の中の、3番の一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名または名称とありますが、今回の事業は21条になるので、「一般乗合」という文言を消すか、旅客運送事業者の運送事業者の氏名または名称とかすると、文言的な間違いはないかと思います。

○武内会長 今のご指摘の点を確認の上、証明書を作成させていただきます。

○森下委員 今回の協議では問題はないですが、今後の協議会運営においては、整合性が取れない可能性があるので、その際には見直しておいたほうが良いかと思います。

○事務局 今後を見据え、要綱改定も考えていきたいと思っています。

○山本委員 第4条の委員が5人以内としたのは、幅を持たせるためでしょうか。

○事務局 現在の構成委員ですと4人になるわけですが、今後どのようなパターンが出てくるかわからない中で、少し幅を持たせています。

○山本委員 自分は(4)の関係住民の意見を代表するものということで、自治会長として呼ばれていますが、この会議に自治会長を呼ぶのが妥当なのでしょうか。

○事務局 関係住民の代表を誰にするかは、法的には決められていないので、協議する案件に応じてその都度、どなたが代表する方なのかをご相談させていただいた上で選出する

形となります。

- 山本委員 天神町のオンデマンドバスの路線の中には、他の自治会も含まれているので、代表者がなぜ天神町の自治会長なのかという話が出る可能性もあるかと思います。他の自治会の方にも、お伝えした方がいいのかとも考えられます。
- 事務局 沿線地域の自治会となると、多岐に渡っているため、主となる自治会として、天神町自治会長を代表者としております。
- 武内会長 代表者については、市長が委嘱するというものになります。今後は、案件に応じて代表者を2名にするなどを検討していく予定です。
- 武内会長 設置のところで、委員の方が変更になるということは、協議会を新たに設置するというのでしょうか。
- 事務局 今回だと、天神町オンデマンドバスなので、こちらの委員の皆様になりますが、別の地区でこういった案件があった場合には、事業者や該当する代表の方も違う可能性もあるため、別の委員の皆様で協議会を開催する形となります。今の委員の方で、市内全域をやるものではありません。
- 武内会長 承知しました。この件について特に了承いただくという形でよろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

第1号議事

- 武内会長 第1号議事「藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部変更について」、事務局及び、神奈中タクシーから説明をお願いします。それでは、次第にあります、報告1「藤沢市運賃協議会設置要綱の制定について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議事1「藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部変更について」ご説明いたします。資料につきましては、お手元の「第1号議事資料」、「第1号議事説明資料」をご覧ください。

本件につきましては、藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部変更に伴い、本会議で議事に諮り、第1号議事資料である「道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書」を国土交通省へ届け出るものです。

第1号議事資料は、藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験に適用している内容で、【追加】や【変更】など記載している箇所が、本会議に諮る、一部変更する運賃制度になります。それでは、議事の内容につきまして、神奈中タクシー株式会社の奥津委員から、ご説明をお願いしたいと存じます。奥津委員、よろしくお願いします。
- 奥津委員 この資料は、運賃の一部変更についてというところで1から3までのところ

は、今の運行状況の変更になるため割愛して、4番のデマンドバスの運賃の概要というところからお話させていただければと思います。

概要のところ着色されているところの3か所が、今回変更となる箇所になります。運賃のところ、障がい者割引に精神障がい者に対する割引を2025年4月1日より追加する、その他サービスの中でかなちゃん手形が2025年3月10日より制度変更、環境定期券が2025年3月31日をもって廃止ということで、この3つの変更内容があります。これを細かく説明したところが、2025年3月以降オンデマンドバス運賃制度変更詳細というところです。

1つ目です。かなちゃん手形2025年3月10日より制度変更については、69歳以上の高齢者を対象とした定期券で、現行制度では事前に購入した定期券を乗車時に乗務員に提出すると、1乗車現金100円で乗車可能となっていますが、それを交通系ICカードやスマートフォンを利用したフリーパス制度に変更をするものです。なお、現行の紙式での販売は2025年8月31日をもって終了し、同日までに発売した定期券に記載の有効期限まで利用可能とするものです。ICかなちゃん手形は、3か月1万5,000円、6か月2万8,500円、12か月5万4,000円となります。

2つ目、環境定期券制度の廃止は2025年3月31日をもって廃止となるものです。土休日および年末年始、お盆休みにおいて、定期券所持者と同伴する家族が同じ区間に乗車した場合、1乗車100円で利用できる制度ですが、本年度末をもって廃止とします。

3つ目です。精神障がい者割引制度の導入は、2025年4月より割引制度を導入するものです。精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているものが、普通旅客運賃または回数旅客運賃において運賃を支払う場合は普通旅客運賃の5割引に相当する額を適用します。

環境定期券制度なのですが、制度を開始して30年ほどになるのですが、元々が定期券を持たれている方は通勤通学で平日ご利用いただいて、あまり土日は使われてなかったというところがありましたので、定期券を休みの日にも活用してもらおうと、また一緒に乗っていただくご家族も少し割引をすることによって、ご家族みなでお出かけをしてほしいというような定期券の活用ということで始めた制度でありました。その間に色々と定期券自体の制度が変わってきまして、例えば、以前は区間式として乗る区間が決まっていたのが、現在は金額式という制度になりまして、そのタイミングからご本人の環境定期券制度というものがなくなりました。また、同伴するご家族について、お子様が環境定期券を使えば50円で乗れるという制度を設けていましたが、現在、ICだと子供運賃も50円というような形に変わったこともあり、環境定期券の利用者がかなり少ないというところがあった中で、3月31日をもって廃止という流れになりました。

また、4月1日からは、障がい者割引の中に、新たに精神障がい者の制度を追加するというようなところでございます。

今回の制度変更については、天神町のオンデマンドバスの運賃を、同じ地区を走る神奈

川中央交通の路線バスと同等の割引サービスを導入していくという前提でありましたので、同時期に路線バスの運賃制度が変わり、それに合わせて変えるというのが趣旨でございます。

○事務局 続いて、4ページをご覧ください。本会議の開催に先立つ、意見募集の実施結果について、ご説明させていただきます。

1. 目的では、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、今回、運賃制度の一部変更する箇所について、意見募集を実施するものです。

2. 実施概要では、記載のとおり、今回、運賃制度を一部変更する内容について、2025年1月15日から1月28日まで、市ホームページへの掲載や、市民センターなどへ資料を配架し、意見募集を行いました。

3. 実施結果では、意見等の提出はありませんでした。

以上が、「第1号議事 藤沢市天神町におけるオンデマンドバス実証実験の運賃制度の一部変更について」に関する説明になります。

○武内会長 ありがとうございました。それでは、事務局及び、神奈中タクシーから、説明が終わりましたので、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○山本委員 意見募集については、広報で周知をされていたのでしょうか。

○事務局 広報での周知はせず、今回は市のホームページ周知していました。前回の時は、広報にパブリックコメントという形で意見募集は行ったのですが、パブリックコメントの趣旨としては、市の計画策定に先立って意見募集を行うということが主の目的となっておりまして、今回の案件に照らし合わせると少し趣旨から外れるところがありましたので、意見募集の方法については、少し変えた形で意見募集を行いました。

○森下委員 証明書の3番にある「一般旅客自動車運送事業者」は、今回は21条で行っているため、修正した方が良いと思われます。

○奥津委員 今回は、乗用の事業者として提出予定です。

○武内会長 事務局の方で、修正をお願いします。他にご意見ありますでしょうか。

○山本委員 運行内容の変更については、協議会ではやらないのでしょうか。

○事務局 今回は運賃協議会になるので、協議内容も運賃に係るものとなります。運行の内容変更については、別途2月5日に、藤沢地域公共交通会議という別の会議体で内容についてのお話をし、運賃についてはこちらの協議会でお話をするという形になっております。1つの事業に対して「運行内容」、「運賃」それぞれで会議体が2つある位置づけになっております。情報としては、それぞれ共有している中で、議事案件としては別の会議体で議決を諮るという流れになっております。

以前は、運行内容と運賃料金の両方について地域公共交通会議という会議体で議事を諮っていたのですが、2023年の10月1日に法律が改正されまして、2つの会議に分かれる形となりました。

- 武内会長 よろしいでしょうか。他にご意見・ご質問ございますでしょうか。
- 山本委員 地域公共交通会議の構成員の中には、関係住民の代表は入っていないのでしょうか。
- 事務局 市民委員として、市内全域から公募をし、4名の方が市民の代表としてご出席いただいております。案件も市内で行っている交通の事業全般について、取扱う形となります。
- 山本委員 運行内容の変更については、地域公共交通会議の中で決められたものが地域に下りてくるということでしょうか。
- 事務局 その通りです。
- 山本委員 承知しました。
- 武内会長 それでは本件は審議事項になりますので、第1号議事に関する採決に入ります。第1号議事について、議案を承認することでご異議ございませんか。

(異議なし)

- 武内会長 ご異議がございませんでしたので、要綱第8条第3項の規定に基づき、議案どおり可決いたします。それでは本日の議題について終了します。

その他

- 武内会長 次第の5その他で次に委員の皆様からご意見、ご要望等は何かございますでしょうか。
- 山本委員 次回はいつ頃か決まっていますでしょうか。
- 事務局 次回は決まっておらず、今回の場合でいうと、天神町の運賃制度が変わる事案が発生した時に開催となります。
- 武内会長 他はいかがでしょうか。それでは、進行を事務局にお返しします。

- 10時10分 閉会（都市計画課）